

新技術等を活用した駅ホームにおける 視覚障害者の安全対策検討会 (第8回)

令和3年9月2日(木)13:00~15:30

中央合同庁舎3号館1階共用会議室

(ウェブ会議)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 中間報告(7/2)を踏まえた今後の検討の進め方について
- (2) 京浜急行電鉄 京急久里浜駅構内 人身障害事故について
- (3) 視覚障害者の転落事故調査の進め方について
- (4) ホーム上における白杖検知システムの実証実験について
- (5) ホームや車両を活用した歩行訓練について
- (6) 長軸方向の安全な歩行経路を示す方法に関する検討の進め方について

「視覚障がいの歩行特性—安全な移動の確保に向けて—」

成蹊大学 名誉教授／大原記念労働科学研究所 特別研究員 大倉 元宏 委員

(7) その他

3. 閉 会

新技術等を活用した駅ホームにおける 視覚障害者の安全対策検討会（第8回）

【障害者団体・支援団体】

日本視覚障害者団体連合 組織部長	三宅 隆
日本弱視者ネットワーク 本部役員（筑波大学附属視覚特別支援学校 教諭）	宇野 和博
東京都盲人福祉協会 副会長	高橋 博行 ^{※1)}
埼玉県網膜色素変性症協会 会長	田村彰之助
日本歩行訓練士会 事務局長／日本ライトハウス 養成部 主幹	堀内 恭子
日本盲導犬協会 顧問	吉川 明

【学識経験者】

成蹊大学 名誉教授／大原記念労働科学研究所 特別研究員	大倉 元宏
慶應義塾大学 経済学部 教授	中野 泰志
鉄道総合技術研究所 人間科学研究部 主任研究員	大野 央人

【鉄道事業者】

ＪＲ東日本 執行役員 安全企画部長	大森 健史 ^{※1)}
ＪＲ西日本 鉄道本部 駅業務部長	水田 雅博 ^{※1)}
東京メトロ 経営企画本部 企業価値創造部長	川上 幸一
小田急電鉄 常務取締役 交通サービス事業本部長	五十嵐 秀
近畿日本鉄道 執行役員 鉄道本部 企画統括部 副統括部長	深井 滋雄 ^{※1)}
阪急阪神ホールディングス グループ開発室 部長	山本 隆弘

【国土交通省】

大臣官房 技術審議官（鉄道）	江口 秀二
総合政策局 安心生活政策課長	真鍋 英樹
（代理出席：総合政策局 安心生活政策課 交通バリアフリー政策室長	平野 洋喜）
鉄道局 鉄道サービス政策室長	山口 博史 ^{※1)}
鉄道局 都市鉄道政策課長	金指 和彦
鉄道局 技術企画課長	岸谷 克己
鉄道局 安全監理官	中谷 育夫 ^{※1)}

【厚生労働省（オブザーバー）】

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室長	奥出 吉規 ^{※1)}
（代理出席：自立支援振興室 福祉用具専門官/障害福祉専門官	周藤 方史）

【京急久里浜駅人身障害事故に係る報告関係】

京浜急行電鉄 鉄道本部 運輸営業部 部長	北見 幸一
----------------------	-------

（事務局 鉄道局技術企画課）

※1) 新任委員

※2) 今回より、委員以外のＪＲ・大手民鉄・公営地下鉄等事業者の傍聴を認めております。

京浜急行電鉄 久里浜線 京急久里浜駅での鉄道人身障害事故の概要および再発防止対策について

資料

1. 事故概要

- (1) 発生日時・天候 2021年7月26日(月) 12時59分頃・晴れ
- (2) 発生場所 久里浜線 京急久里浜駅構内4番線（上りホーム）
- (3) 発生列車 三崎口駅発青砥駅行き 快特 第1289SH列車（8両編成）
- (4) 死傷者 男性（白杖所持）
- (5) 原因
 - ① 車掌が発車する際に、旅客が列車に接近していたにもかかわらず見送り旅客と思込み、扉を閉めた際に旅客の手が挟まっていることに気付かず、列車を発車させたため。
 - ② 車掌の不確実な列車側面確認および憶測による作業。
- (6) 事故発生の状況
 - ① 当該列車は京急久里浜駅発車時、扉を閉めようとしたところホーム前方（堀ノ内駅寄り）前から2両目より乗車しようとした旅客の右手が扉に挟まった。
 - ② 車掌は列車に近づいている旅客を確認したが、見送りの旅客だと思い列車から離れるよう放送した。
 - ③ 車掌はその旅客が列車から離れたように見えたので、列車を発車させた。
 - ④ その旅客は列車が約2メートル動いたところで右手が扉から抜けたが、ホーム上に転倒してしまった。
 - ⑤ 車掌はホーム上で転倒している旅客を発見し、非常ブレーキで列車を停止させた。
 - ⑥ 列車停止後に車掌と、連絡を受けた駅係員が現場に駆けつけた。
 - ⑦ 旅客は駅事務室で応急処置後、救急車で病院に向かい手当を受けた後、帰宅された。（症状：頭部および腰部打撲）

2. 再発防止対策

- (1) 直ちに全乗務員に対し、憶測による作業の禁止と確実な閉扉作業の実施について再指導した。
- (2) 列車に近づいているお客さまがいる場合は、確実に列車側面の安全を確認してから発車させるよう再指導した。
- (3) 車掌に対し視覚障がい者の歩行方法等について定期的に動画等を活用した教育を行う。

